

市内居宅介護支援事業者 様
市内訪問介護事業者 様
各地域包括支援センター 様

船橋市 介護保険課長

訪問介護による「散歩」の取り扱いについて

日頃より本市介護保険事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、訪問介護による「散歩」の取り扱いにつきましては、皆様方より以前からご意見・ご質問を多く寄せられているところでございます。

この「散歩」の取り扱いにつきましては、船橋市におきましては、国又は県より別の見解が示されるまでの間、下記のとおりと致します。

記

○ 基本的な考え方

自立支援・ADLの向上を目的とした適切なケアマネジメントに基づく散歩については、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う場合に限り、訪問介護員による同行を保険給付の対象とする。

○ 保険給付の対象となる具体的事由と留意事項

- ・ ADLの向上のために訪問介護員による散歩の同行が必要な場合
- ・ 閉じこもりの防止のために訪問介護員による散歩の同行が必要な場合
- ・ 認知症による不穏の解消等のために訪問介護員による散歩の同行が必要な場合

※ 安全確保・効果的なサービス提供の観点から、必要に応じ医師等からの意見（何分以上の歩行は不可・この様な状態になったら中止して医師に連絡等）を事前に確認すること。

※ 概ね1時間を超えるサービス提供が必要な場合は、1時間を超えるサービス提供が必要な旨の医師等の意見を記録すること。

※ 閉じこもりの防止については、通院以外に外出の機会がない状態の場合に算定可能とする。

※ 他のサービス行為同様、必要以上のサービス提供とならないよう特に注意すること。

※ 気分転換・気晴らしを目的とした散歩については、保険給付の対象とならないので注意すること。

問い合わせ 船橋市 介護保険課 資格給付係

TEL 047-436-2304

FAX 047-436-3307

参議院第170回国会

質問主意書「介護保険制度に関する質問主意書」

質問 第91号（2008年11月18日提出 大河原雅子 参議院議員）

答弁書第91号（2008年12月 2日答弁 内閣総理大臣 麻生太郎）

（質 問）

要支援高齢者、要介護高齢者はともすれば、自宅に引きこもりがちとなるが、訪問介護において、訪問介護員が利用者に同行する「散歩」が給付対象とされていないと聞く。2005年の介護保険法改正では、「介護予防」の考え方が導入されたが、居宅介護支援事業所や訪問介護事業所からは、「散歩」による予防効果は高いとの意見が多く寄せられている。地域包括支援センター、介護支援専門員によるケアマネジメントで「散歩」の必要性を認めた場合には、訪問介護員による「散歩」の同行を保障すべきであると考えますが、訪問介護員による「散歩」の支援が認められていない現状について、具体的な見解を示されたい。

（答 弁）

訪問介護員による散歩の同行については、適切なケアマネジメントに基づき、自立支援、日常生活活動の向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものについては、利用者の自立した生活の支援に資するものと考えられることから、現行制度においても、介護報酬の算定は可能である。